

長泉町会計年度任用職員【保育園保育士（こども誰でも通園制度）】募集案内

1 募集職種・人員・職務内容・資格要件等

募集職種	人員	職務内容	資格要件等（注1）
保育士 （パートタイム）	2名	・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を利用する子どもの保育 その他業務に付随する雑務等 ・保育園の園児の保育補助等	保育士の免許を有する方

（注1）応募資格は、上記の「資格要件等」を満たす人で、地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない人となります。

2 勤務条件

任用期間	令和8年1月1日から令和8年3月31日まで ※原則として任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。 ※勤務実績が良好な場合、再度任用することがあります。	
勤務日・勤務時間・休日	勤務日	毎週月曜日から金曜日までの週5日
	勤務時間 （休憩時間）	8:00～17:00 間で1日7時間勤務（休憩時間60分） ※8:00～17:00 の間でシフト勤務制 ※勤務時間応相談
	休日	日曜日・土曜日・祝日 年末年始(12月29日～1月3日)
※業務の必要から、時間外（休日）勤務が発生する場合があります。		
給与（基本給）	日額 9,811 円（地域手当を含む。勤務時間7時間/日の場合）	
諸手当 （相当報酬等）	期末手当・勤勉手当 ^{（注2）} 、時間外勤務手当、通勤手当 等 （注2）期末手当の支給率：年間2.5月分（最大） 勤勉手当の支給率：年間2.1月分（最大） ※計算方法：給与の平均額に期別支給割合、在職期間割合等を乗じた額 ※任期が6月以上かつ週の勤務時間が15時間30分以上の者にのみ支給されます。 ※任期が6月に満たないため令和7年度の支給はありません。	
休暇	・年次有給休暇 ※任用期間等に応じて付与 ・特別休暇（有給又は無給） ※勤務時間等により取得条件や日数が異なります。	
勤務場所	中央保育園(長泉町中土狩 929-1) ※再度任用される場合は、勤務内容・勤務場所（園）が変更となる場合があります。	

社会保険	社会保険（健康保険・厚生年金保険）： 適用 雇用保険：適用 ※勤務時間・勤務日数によっては適用外となる場合あり
公務災害	労働者災害補償保険が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務に関する規定（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等への従事等の制限^{（注3）}）及び懲戒に関する各規定が適用されます。 （注3）パートタイム勤務は、「営利企業等への従事等の制限」が適用されませんので、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合、町の信用を損なうおそれがある場合等を除き、営利企業等への従事等（兼業）を行うことができます。

3 応募方法

(1) 提出書類

① 申込書	長泉町会計年度任用職員任用申込書（様式あり） ※申込書は、町ホームページからダウンロードしてください。
② 資格（写）	保育士証の写しを提出してください。 ※幼稚園教諭の資格を所有している方は併せて提出してください。

※提出書類は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

(2) 提出方法

こども未来課に持参又は下記宛先に郵送にてお申込みください。（募集人員が充足された場合は、募集を終了します。）

※持参の場合の受付は、午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日を除く）

(3) 宛先（持参先）

〒411-8668 駿東郡長泉町中土狩 828 番地
長泉町教育委員会こども未来課（役場1階）
電話番号：055-989-5528

4 選考方法・実施時期

選考方法	申込書による書類審査及び面接
実施時期	応募書類受領後、随時実施 ※随時、応募者に面接の詳細な日時及び場所を連絡致します。

5 その他

- 「会計年度任用職員」とは、地方公務員法第22条の2第1項の規定に基づき任用される非常勤職員（一般職の地方公務員）です。
- その他不明な点については、上記3(3)の宛先（持参先）にお問い合わせください。